

(付議事件)

1. 議案第53号 令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）について
2. 議案第54号 令和7年度7災第1号町道安居渓谷線道路災害復旧工事請負契約の締結について

## 令和7年第5回仁淀川町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年11月7日（金曜日）

10時00分開会

10時52分閉会

### 出席議員（10名）

1番	議員	岡田良成	2番	議員	藤堂賢太郎
3番	〃	藤原大	4番	〃	藤崎源彦
5番	〃	大野直孝	6番	〃	片岡智準
7番	〃	竹本文直	8番	〃	若藤敏久
9番	〃	野村安夫	10番	〃	大野弘

### 欠席議員（0名）

### 説明のため出席した者

町長	片岡信博	副町長	下久保幹夫
総務課長	大石浩平	企画振興課長	荒木紀和
農林課長	奥田誠	町民課長	井上竜一
医療保険課長	西森秀成	健康福祉課長	日浦けさお
建設課長	神岡孝司	会計管理者兼出納室長	福原和美
教育次長	吉川毅	仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片岡龍也
池川総合支所長兼池川地域課長	井上健一		

### 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 日浦嘉平 書記 田村沙織

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第5回仁淀川町議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程はお手元にお配りのとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、竹本文直君、8番、若藤敏久君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日とすることにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

ここで招集者の挨拶を求めます。片岡町長。

○町長 本日は、臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、10月21日に臨時国会が開催し、高市早苗自民党総裁が憲政史上初の女性首相に就任いたしました。所信表明演説の中で、強い経済を構築するため、責任ある積極財政の考え方の下、戦略的に財政出動を行うとしております。そして、最優先で物価高対策に取り組むとし、ガソリン税の暫定税率の廃止、自治体向けの重点支援金の拡充、物価高の影響を受ける生活者や、賃上げ税制を活用できない中小企業、農林水産業を支援する推奨メニューを設け、地域の実情に合った的確な支援を行うとしております。本町といたしましても、国の補正予算の動向を注視し、できる限り予算を活用できるよう対応してまいります。

また、国土交通省国土政策局が本年6月に国土形成計画として打ち出した地域生活圏形成リーディング事業の調査業務として、高知県、大豊町、一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構、NPO法人フレイルサポート仁淀川等を構成員として、全国で17番目の地域として本町が提案した事業が10月24日付で採択され、今議会に予算を計上させていただいております。

次に、関係者の皆様にご迷惑をかけ、再入札となりました令和7年度7災第1号町道安居渓谷線道路災害復旧工事でございますが、9月24日に公告を行い、10月23日に入札を実施し、本議会に契約締結議案を提出しております。

提案理由につきましては副町長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

それでは、議案の上程を行います。

日程第3、議案第53号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）について及び日程第4、議案第54号、令和7年度7災第1号町道安居渓谷線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。

議案等の確認をお願いします。

日程第5、提案理由の説明を求めます。下久保副町長。

○副町長 それでは、今議会に提出しております議案等についてご説明をいたします。

なお、議案書の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、議案書1ページをお開きください。

議案第53号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

別添の令和7年度仁淀川町一般会計補正予算書（第3号）をご覧ください。

まず、予算書8ページから11ページの歳入について説明いたします。

8ページの10款地方交付税は、財源調整による普通交付税268万7,000円の補正でございます。

9ページの14款国庫支出金は、国土交通省国土政策局が本年6月に国土形成計画として打ち出した、地域課題の解決と地域の魅力向上を図り、日常の暮らしに必要なサービスを持続的に提供できる地域生活圏形成リーディング事業に係る補助金221万3,000円の補正でございます。

なお、リーディング事業とは調査事業の1つであり、国が先進的な自治体で実施し、今後、全国で横展開をする上で、事業の有用性を検証し、調査する事業であります。

10ページの20款諸収入は、地域生活圏形成リーディング事業に係る一般財団法人医療経

済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構の負担金として、その他雑入と受け入れる40万円の補正でございます。

11ページの21款町債は、駐車場整備のための旧大崎小学校体育館解体工事の増額に伴う駐車場整備事業債1,440万円の補正でございます。

次に、予算書12ページから13ページの歳出について説明いたします。

12ページの2款総務費のうち、1項総務管理費は、解体に向けた調査においてアスベストが検出されたため、その対策費用の追加計上に伴う旧大崎小学校体育館解体工事費1,518万円の補正でございます。

2項企画費は、地域生活圈形成リーディング事業に係る参加者謝礼137万円。内訳はデジタルフレイル測定50万円、ハツラツ体験受入れ45万円、モニターツアー参加者10名への謝礼30万円、その他有識者に対して12万円となっております。有識者の旅費等に係る費用弁償96万円は東京からのモニターツアー10名の旅費でございます。事業実施に係る通信運搬費4万円、参加者保険料5万円、デジタルフレイル測定システム使用料55万円、サービス提供に向けた調査・分析に係る負担金35万円の補正でございます。

13ページの9款教育費の2項小学校費は、変圧器の規格変更に伴う別府小学校動力変圧器取替修繕工事費120万円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は1,970万円の補正で、補正後の合計は77億5,043万円となっております。

続いて、予算書の4ページ、第2表繰越明許費をご覧ください。

これは、本庁舎職員駐車場整備事業6,094万円、消防積載車購入事業3,190万円、総額9,284万円を繰り越すものでございます。

次のページの第3表地方債補正をご覧ください。

こちらは、駐車場整備事業債（旧合併特例債）の増額に伴う補正となっており、補正後の限度額は6億2,620万円となります。

それでは、議案書に戻っていただいて、2ページをご覧ください。

議案第54号、令和7年度7災第1号町道安居渓谷線道路災害復旧工事請負契約の締結について説明いたします。

本工事の一般競争入札を行った結果、晃立・栄宝生・和泉特定建設工事共同企業体が落札し、10月29日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事業の概要は、契約金額8億694万9,000円で、アンカー工、排水ボーリング工、擁壁工等の地滑り対策工を実施し、町道災害の復旧をするものでございます。

以上で私からの提出議案等についての説明は終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

それでは、これより議案の審議を行います。

日程第6、質疑を行います。

議案第53号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。若藤敏久議員。

○8番 駐車場整備についてお伺いしたいんですけど、これは地元の反対が随分あったと聞いておるんですが、この件ではないんですが、地元のほうの了解は得られたものでしょうか。そこをお伺いいたします。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

この件につきましては、近隣住民の方と、先週だったと思うんですけれども、教育次長及び担当者と話に行きました。そこで解体自体については納得をしていただきました。と申しますのも、今回補正でも上げておりますとおり、アスベストが含有されております。壁のフレキシブルボードであるとか床の塩化ビニール部分の接着剤等に含有されており、広範囲にわたっておりますので、耐震性がない、倒壊のおそれがあるというところで、もし倒壊すればアスベストの飛散は免れないということなんかも説明いたしまして、取壊し自体については賛成をしていただきました。

今後の活用につきましては、駐車場整備が基本になりますが、地元の意見も聞きながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長 若藤敏久君。

○8番 今、総務課長から説明があって大体分かったんですけど、役場の駐車場ということになつたら、地元はなかなか使えないのだというようなことで反対に遭つたかと思うんですがね。だから、今後、壊すのは、今解体するのは、アスベスト云々があったからそれはそれで仕方ないにしても、駐車場にするときにはよく地元と話をして、地元のほうもよく使えるような感じで整備をしていただきたいと、その要望をしておきます。

以上です。

○議長 片岡町長。

○町長 若藤議員の質問にお答えさせていただきます。

やはり、地元から事前に了解をいただいたて、今後、取壊しや、あと、いろんな施設の整備については、地元と、皆さんと一緒に協議しながら予算化というふうなことで進めてまいりたいと思いますので。どうもありがとうございました。

○議長 ほかに。藤原大君。

○3番 同じく駐車場の件ですが、もともと寄附をいただいた土地で、学校用地として活用するために寄附をいただいたと聞いています。職員用駐車場となると学校用地での用途が変わるので、事前にもうちょっと早く説明に行っていれば、こんなこじれることもなかつたのではないかなと思います。昔のことになると思うんですが、職員間でそういう経緯の共有とかはしっかりしていただきたいなと思います。

あともう1点、リーディング事業の地域課題解決、魅力化への調査というふうにさつき説明を聞きましたが、どういう調査をするのか。具体的なことが決まっていれば教えていただきたいと思います。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 国のほうに事業提案した事業概要について今から説明をさせていただきます。少し長くなるのですが、ご了承ください。

事業概要について。

仁淀川町の65歳以上の人団の10%を占めるフレイルサポーター、今現在300名いらっしゃいます。高齢者を介護保険等の「サービス利用者」から「サービス提供者」、あるいは「助け助けられる仲間」へと意識と行動を変え、自律した大人のまちづくりへと活動を広げております。

全国の高齢化率トップの仁淀川町（11番目）と大豊町（6番目）は、このフレイルサポート事業、フレイルの成功体験を生かして地域生活圏の形成へと発展させるために、人口減少下においても、互いにサービスを提供し合い、暮らしを支え合う地域生活圏の形成への障壁や課題を抽出することを目的としております。

事業については、1番目として、まちづくりを自分事化し、行動する高齢者の育成。続いて2番目、住民主体のモビリティチャレンジ。それは移動の支援でございます。その視察の受入れや勉強会の実施。続いて3番目として、外貨を稼ぐ滞在型観光の企画・実施・検証でございます。4番目として、仁淀川町内郵便局等と住民・行政が共に描くコミュニ

ティーハブの在り方と導入の課題への検討をしていく予定をしております。

以上でございます。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

そのことについて、寄附された土地であるということを私は知りませんでした。40年以上前のことになろうかと思いますが、なるべく記録に留めて情報共有はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。竹本文直君。

○7番 地域生活圏形成リーディング事業ということですが、今、町長から説明を受けたわけですけど、言葉で1回程度聞いたのではなかなか理解ができない。これで議決をせえというのはちょっと無理がありはせんかと思うんです。本来なら、やっぱり事前に全員協議会なりで詳しい説明をした上で上程をするべきじゃなかつたかなというふうに今思いましたので、そこら辺り、どのように考えておるかお聞きします。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 この地域生活圏そのものが、今年の6月に国土政策局のほうが打ち出した新しい軸でございます。まだ皆さん初めての言葉だと思いますので、竹本議員のおっしゃるとおりでございます。

国の方方が、今年度、第3次要望というのがございまして、先ほどご説明させていただいたんですが、全国でも17番目で、同時期に徳島県の上勝町さんも同じく採択を受けております。本来、全員協議会でご説明をさせていただければよろしいかとは思ったんですが、今年度末、3月末がこの事業の締切りとなっておりますので、臨時議会がありましたので、この場を借りてご説明させていただきたく思っております。

簡単に言えば、この地域生活圏というのは、人口が急速に減っております。本来であれば行政も縮小していく必要がございますが、行政が縮小したら、住民のサービスの低下が懸念されます。ですが、例えば、仁淀川町で地域生活圏といえば、仁淀川町、越知町、佐川町、もしくは日高村、いの町が、病院やスーパーなんかで利用されております。市町村合併は20年前に行われましたが、市町村合併とは異なり、その1つの生活圏というふうな位置づけで捉えて、これから人口減少する社会の中で、あと、行政も小さくなっていきます。ですが、やはり、それは住民同士が支え合って、行政サービスを補完するような意味

合いで、事業を地域生活圏という位置づけで、国土政策局のほうが新しい軸というふうなことで打ち出しをしましたので、今後、国が横展開する上で、その内容が、本当に、調査をして、ある意味有用性を確認するための事業でございますので、ぜひとも、ご審議の上、採択をいただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 竹本文直君。

○7番 今説明をしていただきて事情は分かったんですけども。ただ、非常に大切な事業であるということはある程度理解はできたんですが、それを実際実行に移し、成果を上げるためには、議会、それから地域住民も含めた事業に対する理解度によって成果が違ってくると私は思っています。ですから、今後こういうことがあるのなら、事前にやっぱり詳しい説明をし、住民にも説明をしてやるべきだというふうに私は思います。上滑りにならないようにしっかりやってもらいたい。

以上です。

○議長 片岡町長。

○町長 竹本議員のおっしゃるとおりでございまして、丁寧に私のほうから説明をしなければならないことではございましたが、この構成員のほうが高知県庁中山間地域対策課と長寿社会課です。あと、NPOフレイルサポート仁淀川と、国ほうの一般財団法人医療経済研究機構というふうなことで構成員として行ってまいりますので、今は、フレイルサポーターの方々は、皆さん、自律した町を目指して展開していきたいというふうなまちづくりへの展開も、移動の確保等も取り組んでいきたいという思いがありますので構成員として入っていただきましたが、今後、やはり住民皆さんに横展開する必要がございますので、今後は丁寧に事前に説明していきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長 大野直孝君。

○5番 大変よく分かったような気がするんですが、もう1つだけ。これは、既に本町は広域5か町村、今3か町村ですが、として広域でいろいろ事業をやっておるんですけれども、そういったものとの違いというんですかね、要するに本町を超えた事業であるのかどうかということをお伺いしておきたいと思います。

○議長 執行部。片岡町長。

○町長 国道33号は、仁淀川町、越知町、佐川町が1つの地域生活圏でございます。今度、439号は、500年前に神楽が四国山地沿いに伝承されたという話も伝え聞いております。大

豊町は、フレイルセンターが仁淀川町と同様、フレイル活動が盛んな地区でございますので、やはり、今度は439号と国道33号が、扇の要である仁淀川町が軸として、四国山地でもまだまだこれから、高知県のほうもフレイル事業をしっかりとというふうなことで、知事のほうが、フレイル活動を今後展開するに当たって、神奈川県の黒岩知事と高知県の濱田知事が発起人となって展開されております。その中で、観光というのが、439号沿いは非常に日本の原風景が残っておりますので、観光資源の展開というふうなこともこの事業の中で入っております。やはり外貨を稼ぐことが住民さんにとってはプラスでございますので、そんなこともやっていきたい。その中で、観光バス等のタイアップや、ほかにもいろんな仕組みが今後考えられていますが、どういうふうなものか、調査事業の位置づけでございますので、それで一定の検証をして、国の方に報告するというのがこの事業の目的でありますので、その点、これからどのように展開するかというのは調査をしながら考えていくというふうなことで國も理解を得ております。ありがとうございました。

○議長 ほかに質疑はありませんか。野村安夫君。

○9番 この前、20周年記念の祝賀会がありました。おめでとうございました。それで、この前、住民に一言言われたんですが、明戸岩の橋から明戸岩の堰まで、そこまで非常に衛生上悪いという意見が出ていまして、トイレがなくて、いろんな川岸に尿からいろいろ出しつ放しにする、そういう意見が出て、衛生管理上悪いという話が出ていまして、非常に問題になっています。これは、池川の住民、問題があったら非常に困ると思いますが、いろいろと病原菌が出てきたら大変困ります。何とかならないものでしょうか。

○議長 執行部、答弁。井上池川総合支所長。

○井上池川総合支所長兼池川地域課長 野村議員のご質問にお答えさせていただきます。

多分そのお話は、明戸岩のほうに入っている業者がおりますけれども、そこに来るお客様の関係じゃないかなと思います。ただ、行政のほうで、ご相談も令和6年度にいただきました。それで、現地のほうも確認に行って、トイレをされている形跡がないかとか、そういったのも確認を行ったんですけども、それは実際確認できませんでした。

それで、いろいろ関係機関のほうにも問合せをしたんですけども、例えば、トイレをしているところを押さえるためにそこで張り込みをするとか、そういったようなことはなかなかすべきでないといったような話もあります。実際、物証がないと動けないというところもございます。あと、業者に対して、そういった証拠もない中で注意とかもなかなかできない状況ではあります。ただ、今後、その業者さんに対しまして、今、簡易のトイレ

的なものがあります。テント型とか、そういうたやうなものを業者のはうで構えていただいて、衛生上、住民の方が不安になるようなことがないように対応していただくようお願いをしてみたいと思います。

以上です。

○議長 野村安夫君。

○9番 できる限り早くお願ひしたいと思います。それと、標札かなんかでもちょっとやつたら、衛生面に悪いとかなんとかやつたらいいと思うので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長 井上池川総合支所長。

○井上池川総合支所長兼池川地域課長 野村議員の再質問にお答えさせていただきます。

注意喚起の看板といいますか、そういうたものも今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第53号の質疑を終結します。

議案第54号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 この町道安居渓谷線の契約の議案ですけれども、議案そのものに対する疑義ではなしに、ちょっとお伺いしたいことがあります。取消しになったときの入札公告によりますと、業者のP点が最低650点というふうになっていました。ところが、今回の入札公告では、たしか500点以上じゃなかったかなと思うんです。なぜそのように判断されたのかを聞きたい。

○議長 執行部、答弁。

○町長 竹本議員の質問にお答えさせていただきます。

私のほうは、親がしっかりとしている業者であれば、500点以上でも参加して、ある一定、技術を学ぶ機会というふうなことで、今回500点以上というふうなことで点数を下げさせていただきました。やはり、8億円を超える事業でございますので、その中で、今後、仁淀川町の点数が低い業者も一緒に事業をしていただくことによって、親のほうが子に対していろいろと情報連携や指導というか、研修、検査の場というふうな位置づけで点数は下げさせていただきました。

以上でございます。

○議長 ほかに。藤崎議員。

○4番 質問内容は今の質問と多少かぶるところがありますが、私は、本町に帰る前、建設会社においてまして、土木工事には30年ぐらい経験があります。その中で技術、それから現場監督、そしてまた会社内の設計・積算部、そういったところに籍を置いて、設計・積算に関してもかなり知識を得ました。そして、現場の経験も踏んできました。

それで、この取消しになる前から現在までの流れ、これを見て、私が率直に申しますと、慎重さが足りない。これは恥ずかしいことです。僕は30年間の経験の中で、このように短期間で公告にしても変わったという、そういう経験はありません。そしてまた、工事が取消しになって、出直したということは聞いたことはあります。これは、設計にミスがあつたりとか、様々な要因があります。それは聞いたことがあります。しかし、どたばたとも言えるような今回の流れは初めての経験です。長い経験がありながらも初めての経験です。これは本当に先ほど言ったように慎重さが足りないということだと思います。

それで、今回の質問は、仁淀川町建設工事共同企業体取扱要領、これに関してですが、取消しになった工事は、この7条にあります構成員の要件、これで、もともとは業種のA等級またはB等級に格付されている者という条件がありました。それで、B等級は700点以上になりますので、A、B合わせて700点以上と、そういう根拠で決めたのかなという解釈をしていました。

そして、今回の入札に関することなんですけども、令和7年度の土木工事のランクづけ、これを見ますと、業者が23あります。それで、その中にDランクもありますけど、Dランクというのは599点以下ということになっています。それと、もう1つ言いたいのは、先ほど言いました取扱要領の中の構成員の要件の中の（2）番、当該工事と同種又は類似の工事を元請として施工した経験があること。今回の工事で点数のことばかりが話題になっていますけども、私はそうじゃないと思う。それだけじゃない。やっぱりこれと同種の工事をした経験があるというところをしっかりと確認しているかどうか。広くの業者にこのチャンスを与えたいという気持ちは分かりますけども、実際にこれと同等の工事、同等とは言いませんけど、同種の工事をやった経験があるのかどうか、そこまでの確認をちゃんとしているのかどうか、そこが不明です。

それと、先ほど出た要領に関しては、今回の入札ではその条件を変えています。9月22日、仁淀川町建設工事共同企業体取扱要領の一部を改正する訓令。これは、恐らく支所と

かその他の承認を得てこの訓令を出していると思うんですが、この中で、先ほど言った第7条の（1）番の内容を変えています。それで、仁淀川町建設工事競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。これでいうと点数は関係ありません。これだけを読むとですね。

それと、今回の工事は、この要領を、ちょっと解釈を変えています。入札公告、9月24日、ここでは構成員の要件を、代表構成員の要件とその他の構成員の要件ということで、代表になるところとその他の2者、これを分けています。代表になるところは、750点以上ということはAランクです。代表になる者はAランクで、その他はそれ以下でいいよと。500点という点数は、恐らくDランクの者も含まれると思います。だから、町内のランクづけされた全企業が含まれる範囲だと思います。しかし、先ほど言ったように、この工事の経験があるのかどうか、この点にもっと重点を置いて見るべきではないか。

それで、この工事、今回の条件をつけた、変えた、そういう流れについて町長はどうのように考えてこのようにしたのか、その説明をお願いします。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 訓令の一部改正について、私のほうも、今回、規則等の見直しを行う上で、総務課長と一緒にアドバイスを聞きながら訓令の変更をしましたので、訓令の変えた理由については総務課長のほうが説明させていただきます。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

まず、全業者ということになっておりますが、それは先ほど町長のほうも答弁いたしましたとおり、受注機会の確保というのが1点あります。もう1点が、技術力の向上が見込めるということを考えて改正を行いました。

また、実績を見ているのかということなんですかけれども、実績というか、この工事は土木一式工事になりますので、土木一式ということで取り扱う業者ということになります。以上です。

○議長 藤崎源彦君。

○4番 先ほどの説明の中で土木一式工事、そういう解釈をしているというお答えをいただきましたが、これはほとんどアンカー工です。いわゆる、ちょっと専門的な分野に入る工事です。それを考えずに土木一式と受け止めるのは間違いだと私は思います。それは工事の内容を分かつてないからそういう言い方をするんだと思います。だから、工事の中身、

それをじっくりと吟味して、それから決めるべきだと思います。

それから、工期についても、これは実施設計書のほうにも工期が書かれています。令和10年3月31日。これは恐らく予算の編成上、令和9年度内に完了させなければいけないというような条件があったんだと、これは私の推測ですけど、します。ですから、工期なんかは間違うなんていうことは絶対考えられない、そういうふうに思います。だから、公告を出すときに、もうちょっと慎重に、そして手順を踏んで。町長の独断で、「これは私の権限だから大丈夫です」と言って、そうそう簡単に変えられるものじゃありません。ちゃんと手順を踏んでやるべきものあります。

それで、前回の件でも、それは前町長になりますけど、2日間で内容が変わるなんていうことはあり得ない。考えられない。そこはもっと慎重にということを言っているわけです。私の言っていることは分かると思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長 執行部、答弁。片岡町長。

○町長 土木一式というふうなくくりなんですが、アンカー工というのは土木一式の中に含まれていますので、工種はアンカー工が主だということは分かっております。土木一式というふうなくくりの中でアンカー工はあるというふうなことで、その認識の上、私の方々が今回公告を出させていただきました。

以上でございます。

○議長 ほかに。竹本文直君。

○7番 藤崎氏から非常に専門的な質問をされて、私もそのとおりだというふうに思います。今回の契約の相手、落札されたこの業者さんを見てみると、私が調べたところ、全者700点以上の会社であります。それで問題がないと思うんですが。確かに技術力の弱いところを引き上げたいという気持ちは分かりますが、やっぱり工事の安全性、完全に工期内に安全に仕上げるかどうかを考えたときは、それなりの経験のある評価点の高い会社に絞って入札をさせるべきだというふうに思います。8億ものお金をかけて、もし、ずさんな工事ということになれば、大きな問題にもなりかねません。そこら辺を訴えたい。そして、藤崎氏の言うように、もっと慎重な計画をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長 執行部。片岡町長。

○町長 今後の発注については、業者のランク等について慎重にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 ほかに質疑はありませんか。若藤敏久君。

○8番 関連質問ではありません。今までの質問と全然変わった観点からお聞きします。

これは、6JVが全て同じ金額で並んでいるわね。ということは、現在のコンピューターの進み方からいいたら、設計価格を出したら、みんなの業者ができるということで、90%でこれはそろったと思うんですけど、これは、入札じゃない、抽せんということになりますわね。今後のこういったものの工事については、90%ぴったりでいくんじゃないに、89もあったよ、88.5もあったよということで、これは最終的には町長一人の判断になりますけど、そういうふうな入札形態にしていいたらどうでしょうか。これは、このままだたら、全ての工事において全部抽せんで落札業者が決まるということになります。これは誰が考えてもあまりにもおかしいですよ。だから、90%と決めても、85でいったことであれば、87もあるというような感じで、今後はそういった方向性でいくべきじゃないかと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長 片岡町長。

○町長 私も若藤さんのおっしゃるとおり85%というふうなことも検討しました。ほぼ今まで、近年の入札記録を見たら、やはり抽せんが多い状況です。裏を返せば、それぐらい仕事はない状況であるのではないかなというふうに私は推測させてもらいました。

90%を仮に85%に下げた場合、経営努力もあるとは思いますが、利益がそれぐらいカットされるというふうなことも考えられますので、90をやすやすと80に下げたら利益が1割減りますので、そこは町長として慎重にならざるを得ないというのが今の私の心境でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第54号の質疑を終結します。

これで質疑を終了いたします。

日程第7、これより討論・採決を行います。

議案第53号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全員賛成。よって、議案第53号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第3号）については原案どおり可決されました。

議案第54号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の举手を求めます。

全員賛成。よって、議案第54号、令和7年度7災第1号町道安居渓谷線道路災害復旧工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時51分 再開

○議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で日程は全て終了しました。これで令和7年第5回仁淀川町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時52分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和　年　月　日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議會議員

仁淀川町議會議員